

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例について

環境政策課ゼロカーボン推進室

1 目的

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

2 責務及び連携

	対象者	責務又は連携の内容
責務	事業者	太陽光発電施設が景観、自然環境その他の地域環境に調和するよう必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地域住民との良好な関係を構築するよう努める。
	県	地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るために必要な施策を総合的に推進する。
連携	県・市町村	県は、太陽光発電事業の推進に当たっては、市町村と相互に情報を共有するとともに、市町村が太陽光発電事業に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

3 対象施設

発電出力10kW以上の太陽光発電施設（建築物に設置するものを除く。）

4 景観及び環境の保全のための措置の検討

(1) 景観

全ての区域において景観保全のための措置の検討を義務付け

(2) 環境

特に環境影響が懸念される区域に一定規模(50kW)以上の太陽光発電施設を設置する場合は、環境に及ぼす影響を整理し、環境保全策の検討の義務付け

5 事業基本計画の手続

(1) 事業基本計画書の提出を義務付け

（設置場所、出力、環境・景観の保全のための措置の検討、維持管理等）

(2) 事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け

6 許可申請又は届出の手続

(1) 許可

特定区域※に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

※地域森林計画対象区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地

(2) 届出

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事に届出なければならない。

7 維持管理

(1) 良好な状態の維持、災害等の防止、環境の保全等に関する計画の作成・提出の義務付け

(2) 作成した計画に従った維持管理の義務付け

8 附属機関の設置

次に掲げる事案について調査審議するため、関係分野の専門家から構成する執行機関の附属機関を設置

- (1) 許可（変更許可を含む。）申請のうち、土砂災害特別警戒区域に係る事案
- (2) 土砂災害等の発生の防止のために必要な措置の命令
- (3) その他専門的見地からの意見が必要となる事案

9 実効性の確保

(1) 事業の透明性の確保

事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、その情報を公開

(2) 違反事実の公表

許可の取消し又は措置命令を行ったとき等

(3) 罰則（過料5万円以下）

無許可（変更の許可を含む。）設置、報告・資料の提出に応じない、立入検査に応じない等

(4) その他

指導・助言、報告徵収・立入検査、勧告

10 施行期日

令和6年4月1日

【参考】主な検討等の経過

- ・長野県環境審議会への諮問（3月17日）
- ・長野県環境審議会専門委員会での検討（3月～7月）
- ・市町村・県民向け説明会の開催（4月13日、7月3日～7日）
- ・パブリックコメントの実施（6月28日～7月12日）
- ・長野県環境審議会からの答申（7月28日）